

県の組織について

1. 現状

○県の組織は、知事部局、出納局、交通局、各種行政委員会（教育委員会、公安委員会など）で構成

○知事部局の状況

- ・ 本庁組織 10部2局2推進本部及び知事公室
(69課20室1センター)
- ・ 地方機関 38機関 (7振興局+31出先機関)

2. 最近の主な組織改正

○本庁組織

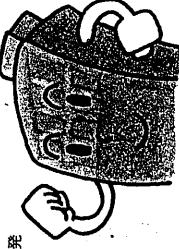
- ・ 平成18年4月、行政課題への柔軟な対応と責任体制の明確化のため、「観光振興、物産流通、企業振興・立地推進本部の3推進本部」「防災危機管理監」「こども政策局」「文化・スポーツ振興部」を設置
- ・ 平成20年4月、県の重要施策や知事の特命事項に重点的かつ機動的に対応するため、「知事公室」を設置

○地方機関

- ・ 平成21年4月、県税事務所・保健所・農業改良普及センター・土木事務所などの各地方機関を7つの地域に設置する振興局へ集約

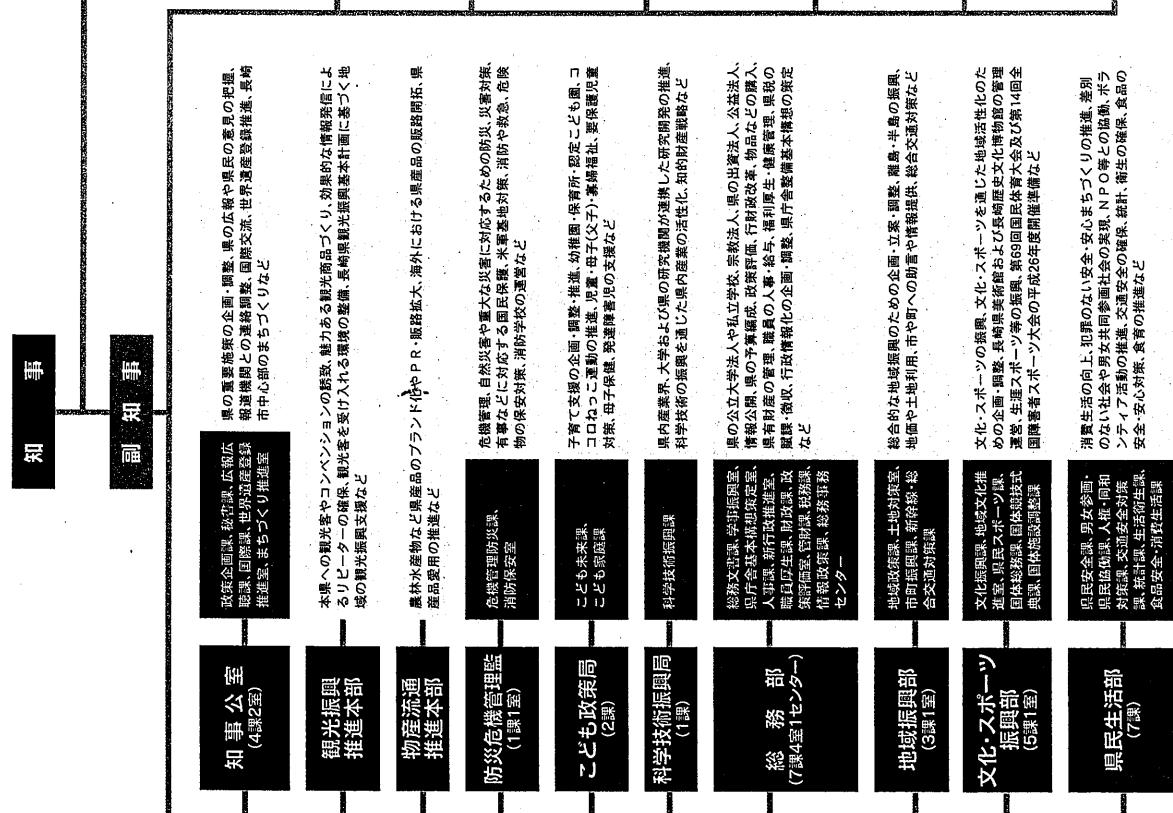
3. 課題

- 職員の総合力を発揮する組織体制の整備
- 縦割り行政とならない組織づくり



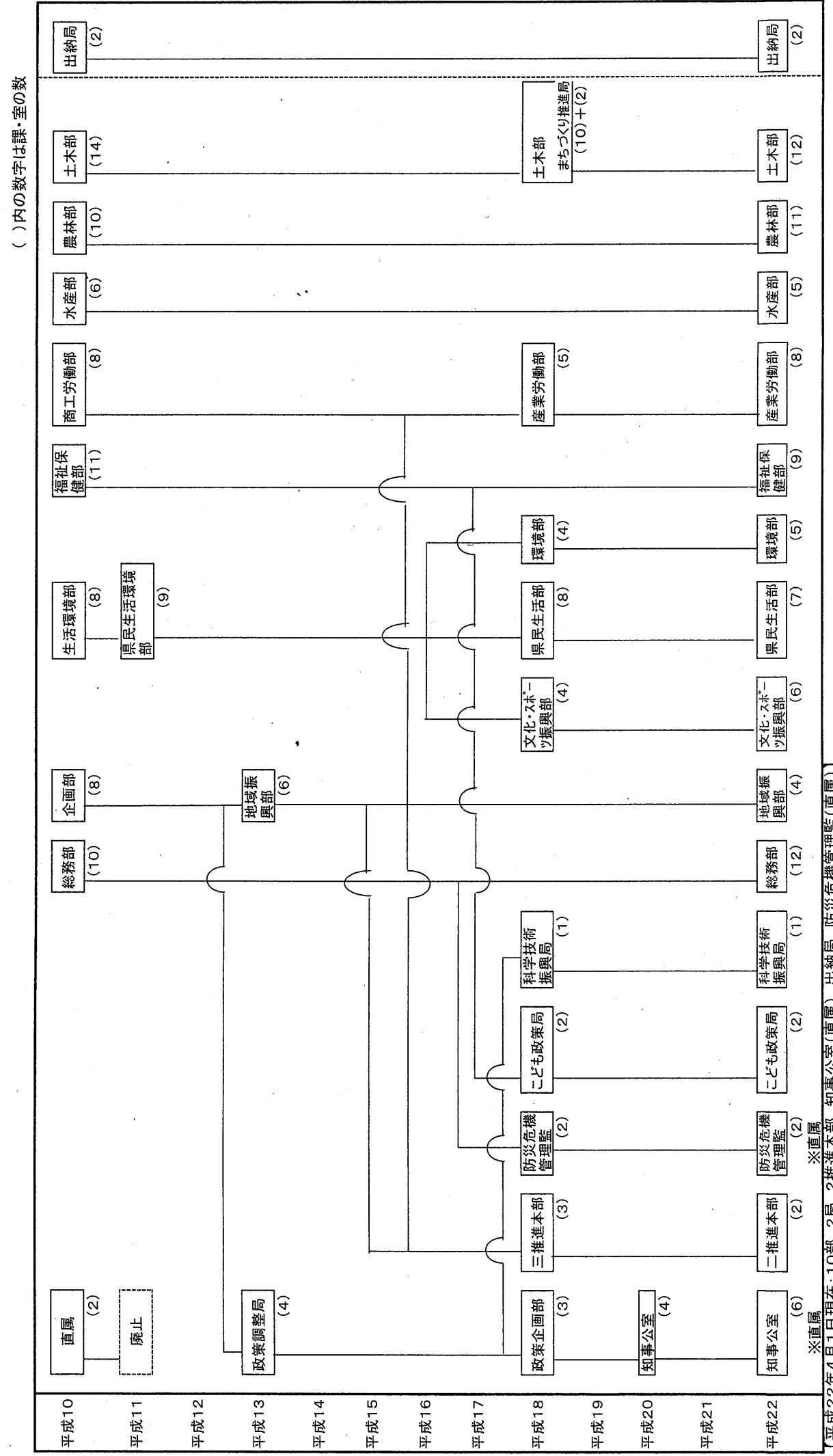
県の仕事とは

- 総合開発計画の策定
 - 森林や水産などの天然資源の保全・開発
 - 道路・河川・流域下水道・ダムなどの建設管理
 - 大学・高校・研究室・試験場などの設置・管理運営
 - ■■■ 林業水産業や商工業の振興
 - 国と市町との連絡や市町への助言等
(国と県と市町は、協力して仕事を進めています。)



県のしくみと仕事（組織図と業務内容）

本庁部組織の変遷(知事部局本庁)



九州各県の知事部局の状況

H22.4.1現在

県名	部局数	部局名	部内局名
福岡県	10	総務部 企画・地域振興部 新社会推進部 保健医療介護部 福祉労働部 環境部 商工部 農林水産部 県土整備部 建築都市部	【総務部】私学学事振興局 【企画・地域振興部】空港対策局 【新社会推進部】国際交流局 【福祉労働部】労働局 人権・同和対策局 【農林水産部】水産局
佐賀県	7	統轄本部 くらし環境本部 健康福祉本部 農林水産商工本部 県土づくり本部 経営支援本部 東部工業用水道局	【農林水産商工本部】生産振興部 【県土づくり本部】交通政策部
長崎県	16	知事公室 観光振興推進本部 物産流通推進本部 防災危機管理監 こども政策局 科学技術振興局 総務部 地域振興部 文化・スポーツ振興部 県民生活部 環境部 福祉保健部 産業労働部 水産部 農林部 土木部	一
熊本県	8	知事公室 総務部 企画振興部 健康福祉部 環境生活部 商工観光労働部 農林水産部 土木部	【健康福祉部】長寿社会局 【商工観光労働部】商工労働局 新産業振興局 観光経済交流局 【農林水産部】農業振興局

九州各県の部局の状況

H22.4.1現在

県名	部局数	部局名	部内局名
大分県	7	総務部 企画振興部 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 土木建築部	—
宮崎県	7	県民政策部 総務部 福祉保健部 環境森林部 商工観光労働部 農政水産部 県土整備部	—
鹿児島県	9	知事公室 総務部 企画部 環境林務部 保健福祉部 商工労働水産部 農政部 土木部 危機管理局	【総務部】県民生活局 【商工労働水産部】観光交流局

長崎県の振興局について

新 行 政 推 進 室

<最終の再編>

◆最終的な姿～5つの振興局に集約～

○本土地区は、県南・県北地区に2振興局を設置

○離島地区は、五島、壱岐、対馬に3振興局を設置

<最終の再編までに想定される環境変化>

○地方分権改革、道州制の進展による、国と都道府

県、市町村の役割そのものの機能再整理

・国から都道府県、市町村への権限移譲

・国の出先機関から職員、財源等の移管

・新県庁舎建設

※環境変化に応じて隨時組織を見直し、それに併せて、
地方機関再編方針も適宜修正する必要がある。

①県と市町との役割分担の考え方

- ・市町→ まちづくりなどの地域振興の分野については、基本的に市町が主体となって担う。
- ・県→ 市町の自立的な取り組みの支援や広域的な総合調整の役割を担う。

②振興局の設置目的、役割

<振興局>

- ・各地域・現場で行うことが必要な県の直接執行業務に重点化した組織へ再編。(各振興局には、県北振興局以外は企画振興や商工部門がない)
- ・ただし、県政に関連する地域毎の課題や懸案事項については、可能な限り現場に近い振興局が相談窓口となり、状況に応じて本庁とのパイプ役となる。

<本 庁>

- ・広域的な総合調整を担い、各振興局で行っていた所管区域内の情報取りまとめを一元的に対応。(本庁と振興局の二重行政の解消)

③振興局が目指すべき姿

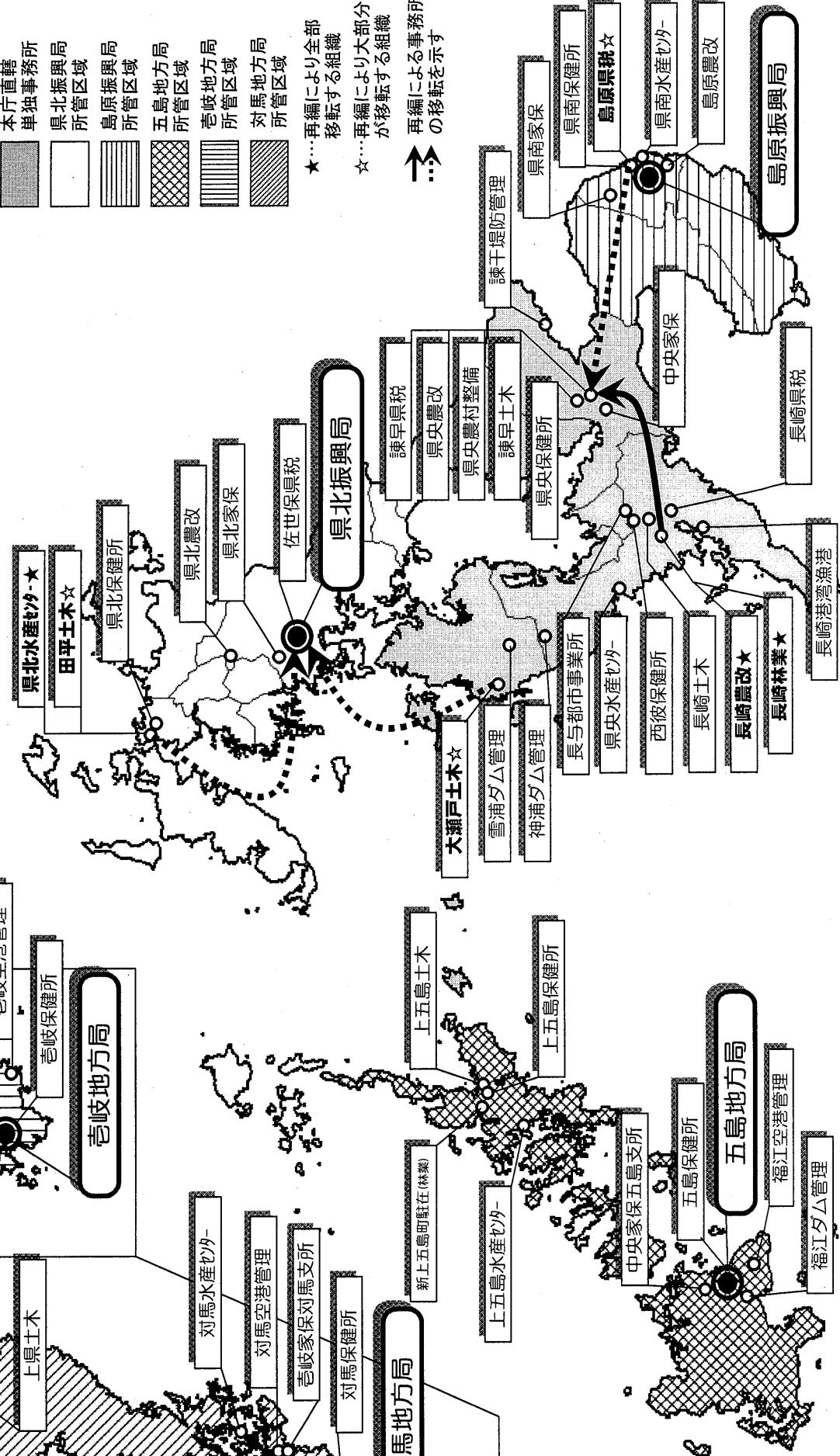
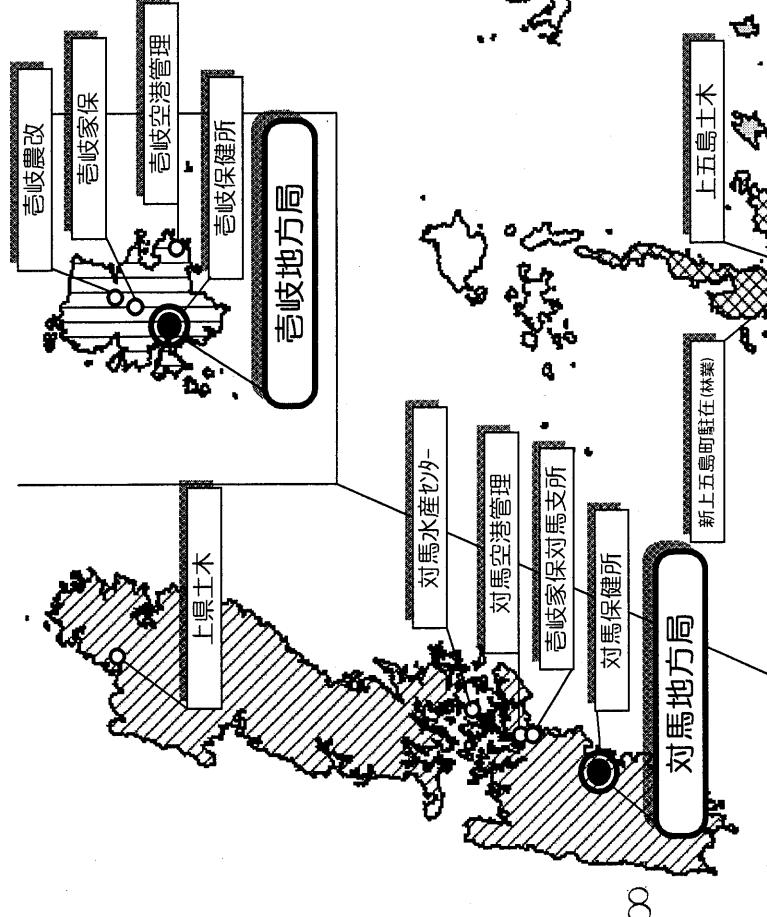
- ・近年の行政的な政策課題は、各組織を超えて横断的に取り組むべき課題が増えており、より総合的な組織づくりが必要。
- ・住民が求める行政ニーズもこれまで以上に多様化しているため、分野ごとの単独事務所ではなく、地域の総合事務所として横断的に取り組むことが必要。
- ・連携が容易で、諸課題に対する迅速・横断的な対応と、より効率的で質の高い行政サービスの提供が可能となる組織体制を目指す。

④県民との関係

- ・市町村合併の進展など社会情勢の変化を踏まえ、部門毎に点在する地方機関を可能な限り振興局に集約し、県民に分かりやすい組織体制へと整備することで、行政のワンストップ化を図る。
- ・県民が直接利用する各種申請や相談等の窓口業務や農業技術改良普及、土木の維持管理など現場性の強い業務については、その機能を備えた事務所等を配置し、住民サービスの低下に繋がらないよう配慮。

前編（再編）機関の配置状況（機関別）

※総合地方機関への集約の対象となる地方機関のみ記載します。



8

地方機関の配置状況（再編後）

※総合地方機関のみ記載しています。

